

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第三十三条に規定する計画等の書式を定める規則

平成十四年七月三十一日

規則第七十一号

改正 平成一八年 八月一八日規則第一〇八号 平成二五年 三月二九日規則第六三号
令和 四年 三月三十一日規則第五四号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第三十三条に規定する計画等の書式を定める規則

題名改正〔平成二五年規則六三号〕

(計画の書式)

第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号。以下「法」という。）第三十三条に規定する計画の書式は、別記第一号様式のとおりとする。

一部改正〔平成二五年規則六三号〕

(報告の書式)

第二条 法第三十四条に規定する報告の書式は、別記第二号様式のとおりとする。

一部改正〔平成二五年規則六三号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年八月十八日規則第百八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第六十三号）

(施行期日)

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第十七条に規定する計画等の書式を定める規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和四年三月三十一日規則第五十四号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

別 記

第一号様式（第一条）

（その一）

年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

自動車使用管理計画書

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第33条の規定により、特定自動車の使用管理計画を次のとおり提出します。

特定事業者の氏名又は名称			
千葉県における主たる事業場の所在地			
使用する自動車の台数	台		
業 種		番 号	
従 業 員 数	人		
自動車使用管理計画	別添のとおり		
担当者の所属、氏名及び連絡先	所属・氏名		
	電 話		
	F A X		
	電子メールアドレス		
※ 受 付 欄			

備考 ※印の欄には記載しないこと。

(その二)

1 事業場別の自動車の状況

(年 月 日現在)

事業場等の番号						計
事業場等の名称						
事業場等の所在地						
事業場等の連絡先(電話番号)						
従業員数		人	人	人	人	人
運転者数		人	人	人	人	人
種類	車両総重量	台数(うちディーゼル車)	台数(うちディーゼル車)	台数(うちディーゼル車)	台数(うちディーゼル車)	計(うちディーゼル車)
普通貨物自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～ 2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～ 3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
小型貨物自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～ 2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～ 3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
大型バス (定員30人以上)	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～ 2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～ 3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
マイクロバス (定員11人以上)	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～ 2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～ 3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
特種自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～ 2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～ 3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
乗用自動車		台	台	台	台	台
合計		台	台	台	台	台

(その三)

2 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出量並びに当該排出量の目標 (目標年度: 年度)

		事業場合計	
窒素酸化物排出量 (kg)	実績		
	目標		
	削減率		
粒子状物質排出量 (kg)	実績		
	目標		
	削減率		

車両毎の排出量

番号	事業場等の番号	自動車登録番号	初度登録年月	自動車の種別	型式の識別記号	車両総重量 (t) (A)	燃料種類	排出ガス低減装置		年間走行距離 (千km) (B)	排出係数		排出量	
								NOx・PM低減	PM低減		NOx (C)	PM (D)	NOx (kg)	PM (kg)

備考

- 1 窒素酸化物排出量は、車両総重量が3.5トンを超える自動車にあつては(A)×(B)×(C)、その他の自動車にあつては(B)×(C)により算出すること。
- 2 粒子状物質排出量は、車両総重量が3.5トンを超える自動車にあつては(A)×(B)×(D)、その他の自動車にあつては(B)×(D)により算出すること。

(その五)

4 自動車に係る適正運転の実施等に関する計画及び自動車の走行量の削減のための措置に関する計画

	計画事項	計画の有無	内容
等適正運転に関する計画	適正運転の実施		
	車両の維持管理		
	その他		
走行量の削減のための措置に関する計画	共同輸配送の促進		
	帰り荷の確保		
	ジャスト・イン・タイムサービス(多頻度少量輸送をいう。)の改善		
	受注時間と配送時間のルール化		
	検品の簡略化		
	道路混雑時の輸配送の見直し等		
	商品の標準化等		
	モーダルシフト(鉄道及び海運の活用をいう。)の推進		
	公共交通機関の利用の促進		
	情報化の推進		
	物流施設の高度化、物流拠点の整備等		
	その他		

一部改正〔平成18年規則108号・25年63号・令和4年54号〕

第二号様式（第二条）

（その一）

年 月 日

千葉県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

自動車使用管理状況報告書

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第34条の規定により、特定自動車の使用管理状況を次のとおり提出します。

特定事業者の氏名又は名称		
千葉県における主たる事業場の所在地		
自動車使用管理状況	別添のとおり	
担当者の所属、氏名及び連絡先	所属・氏名	
	電 話	
	F A X	
	電子メールアドレス	
※ 受 付 欄		

備考 ※印の欄には記載しないこと。

(その二)

1 事業場別の自動車の状況

(年 月 日現在)

事業場等の番号						計
事業場等の名称						
事業場等の所在地						
事業場等の連絡先(電話番号)						
従業員数		人	人	人	人	人
運転者数		人	人	人	人	人
種類	車両総重量	台数(うちディーゼル車)	台数(うちディーゼル車)	台数(うちディーゼル車)	台数(うちディーゼル車)	計(うちディーゼル車)
普通貨物自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
小型貨物自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
大型バス (定員30人以上)	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
マイクロバス (定員11人以上)	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
特種自動車	1.7t以下	台	台	台	台	台
	1.7t超～2.5t以下	台	台	台	台	台
	2.5t超～3.5t以下	台	台	台	台	台
	3.5t超	台	台	台	台	台
乗用自動車		台	台	台	台	台
合計		台	台	台	台	台

(その三)

2 自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質の排出量

		事業場合計
窒素酸化物排出量 (kg)	実績	
	計画における目標	
	削減率	
粒子状物質排出量 (kg)	実績	
	計画における目標	
	削減率	

車両毎の排出量

番号	事業場等の番号	自動車登録番号	初度登録年月	自動車の種別	型式の識別記号	車両総重量 (t) (A)	燃料種類	排出ガス低減装置		年間走行距離 (千km) (B)	排出係数		排出量	
								NO _x ・PM低減	PM低減		NO _x (C)	PM (D)	NO _x (kg)	PM (kg)

備考

- 1 窒素酸化物排出量は、車両総重量が3.5トンを超える自動車にあつては(A)×(B)×(C)、その他の自動車にあつては(B)×(C)により算出すること。
- 2 粒子状物質排出量は、車両総重量が3.5トンを超える自動車にあつては(A)×(B)×(D)、その他の自動車にあつては(B)×(D)により算出すること。

(その四)

3 自動車の低公害車等への代替状況及び自動車に対する排出ガス低減装置装着状況

		現 状 の 台 数		年 度		
		年 月 日現在	減 少 台 数	新 規 使 用 台 数		
低公害車等への代替状況	天然ガス自動車					
	ハイブリッド自動車					
	プラグインハイブリッド自動車					
	ドビ(ガ 自(ハ 動(ソ 車(リ をグ 除ン く。ハ イド イ自 ブ動 リ車 ッ及 車)	平成17年 排出ガス基 準50%低減				
		平成17年 排出ガス基 準75%低減				
		そ の 他				
	リ及(軽 ッびハ ドプ 自ラ 動グ 車イ をソ 除ハ く。イ 。ブ 車)	新 長 期				
		P M 75 % 低 減				
		P M 85 % 低 減				
		そ の 他				
	電 気 自 動 車					
	メタノール自動車					
	燃料電池自動車					
	合 計					
	うち低公害車の合計					
排出ガス低減装置装着状況	排出ガス低減装置装着車の合計					

(その五)

4 自動車に係る適正運転の実施等に関する状況及び自動車の走行量の削減のための措置に関する状況

	計画事項	計画の有無	内容
等 適正運転の実施 に 関 する 状 況	適正運転の実施		
	車両の維持管理		
	その他		
走 行 量 の 削 減 の た め の 措 置 に 関 す る 状 況	共同輸配送の促進		
	帰り荷の確保		
	ジャスト・イン・タイムサービス(多頻度少量輸送をいう。)の改善		
	受注時間と配送時間のルール化		
	検品の簡略化		
	道路混雑時の輸配送の見直し等		
	商品の標準化等		
	モーダルシフト(鉄道及び海運の活用をいう。)の推進		
	公共交通機関の利用の促進		
	情報化の推進		
	物流施設の高度化、物流拠点の整備等		
その他			

改正〔平成18年規則108号・25年63号・令和4年54号〕